

各 位

会 社 名 株式会社ニッセンホールディングス
代表者名 代表取締役社長 佐村 信哉
(コード番号 8248 東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員CFO兼グループ財務本部長 筑紫 敏矢
(T E L 075-682-2041)

基準日後株主の議決権付与に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 21 日開催の取締役会において、平成 26 年 3 月 18 日開催予定の第 44 回定時株主総会に係る基準日(平成 25 年 12 月 20 日)後に第三者割当の方法により発行された新株式を取得した者に対し、当該定時株主総会に係る議決権を付与することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 議決権を付与する新株式

第三者割当による新株式の発行

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| (1) 発行新株式数： | 普通株式 3,195,600 株 |
| (2) 議決権の数： | 31,956 個 |
| (3) 株主名： | 株式会社セブン&アイ・ネットメディア |
| (4) 議決権総数(638,264 個)に占める割合： | 5.01% |

※議決権総数は、平成 25 年 12 月 20 日現在の総株主の議決権数 606,308 個に、上記の新株式の議決権数 31,956 個を加算して算出しております。

2. 議決権を付与する理由

当社は、平成 25 年 12 月 2 日公表の「株式会社セブン&アイ・ホールディングス及びその完全子会社である株式会社セブン&アイ・ネットメディアとの資本業務提携並びに株式会社セブン&アイ・ネットメディアによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」及び「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」に記載のとおり、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及びその完全子会社である株式会社セブン&アイ・ネットメディア(以下「セブン&アイ・ネットメディア」といいます。)との間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結し、当該第三者割当増資において、セブン&アイ・ネットメディアに対して、第三者割当増資の払込日の前日以前の日を権利行使の基準日とする株主総会における議決権を付与することを合意しております。

また、当社は、平成 26 年 1 月 29 日公表「第三者割当増資の払込完了に関するお知らせ」に記載のとおり、平成 26 年 1 月 29 日にセブン&アイ・ネットメディアに対して、普通株式 3,195,600 株を発行いたしました。

そのため、本資本業務提携契約における合意に基づき、また会社法第 124 条第 4 項に鑑み、基準日後の株主に議決権の付与を認めることを決議いたしました。

以 上